

報 告 第 1 号

非強制徴収債権の放棄について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度に実施した、非強制徴収債権の債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

非強制徴収債権の放棄について

人権教育・児童生徒課

高知県債権管理条例第14条の規則に基づき、令和6年度中に非強制徴収債権の一部を債権放棄しました。

(高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 1	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	84,000円	第2項第1号 及び3号	令和7年3月31日
案件 2	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	103,800円	第2項第1号 及び3号	令和7年3月31日

(高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 3	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	28,000円	第2項第3号	令和7年3月31日

(高知県地域改善対策奨学資金貸付金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 4	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	453,000円	第2項第1号 及び3号	令和7年3月31日
案件 5	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	541,029円	第2項第2号	令和7年3月31日
案件 6	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	339,750円	第2項第1号	令和7年3月31日

1 地域改善対策特定事業等の概要

地域改善対策特定事業等として、高等学校、大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対して、昭和33年度から制度開始。名称の変更とともに、「貸与」「給付」と制度が変更されてきたが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の失効により、平成13年度末をもって制度が終了。経過措置を経て平成18年度で全ての貸与を終了し、現在は回収業務のみを行っている。

(変遷)

【1】昭和33年度～昭和45年度 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度

【2】昭和46年度～昭和56年度	同和奨学資金 「給付」制度
【3】昭和57年度～昭和61年度	地域改善対策奨学資金（旧法） 「貸与」「給付」制度
【4】昭和62年度～平成13年度	地域改善対策奨学資金（新法） 「貸与」「給付」制度
【経過措置】～平成18年度	平成13年度廃止後の経過措置による貸与

2 債権整理に向けた取組

（1）高知県債権管理条例の制定（平成29年2月議会で議決）（以下「県条例」という。）

（放棄）
第14条 略
2 知事等は、 <u>私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの</u> （債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が <u>500万円以下であるときは</u> 、当該私債権及び損害賠償金等を <u>放棄することができる</u> 。
（1） <u>強制執行の対象となる財産がないとき</u> 。
（2）（3） 略

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、また、その際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明し、了承済み。

（2）全庁的な取組

平成29年5月17日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、平成29年度、30年度の2年間で集中的に整理に取り組む方針となった。その後も同様の取組方針のもと、債権の整理を行ってきた。

令和6年度においても、債権放棄の要件を満たしたものについて、同年度中に債権放棄を行うこととなった。

3 令和6年度に行った債権放棄及び不納欠損処理（合計6件 1,549,579円）

●放棄案件1（債権額：84,000円）

平成13年4月に貸与を開始し、貸与期間中の平成15年4月に自主退学後、同年7月に退学に係る異動届の提出があり、平成16年6月から戻入金の返還請求を開始。

主債務者と保護者に対し、返還の意向調査を行った結果、主債務者からは返還意思なしとの回答があり、保護者からは反応なし。

また、連帯保証人の死亡により、相続が発生していた。連帯保証人の相続人4名（妻、二男、長女、二女）に対し意向確認を行った結果、1名（二男）から返還意思なしとの回答があり、2名（長女、二女）からは反応なし。他1名（妻）については、所在調査を行い手紙を送付するも、あて所に尋ねあたらず返還され、所在不明。昨年9月に主債務者、保護者、連帯保証人の相続人（妻、二男、二女）の住所地を訪問したが、妻の所在は不明。二男、二女いずれの家も暮らしぶりは良くないことが窺えた。

●**放棄案件 2（債権額：103,800 円）**

平成 11 年 4 月に貸与を開始し、貸与期間中の平成 12 年 12 月に自主退学後、平成 13 年 3 月に退学に係る異動届の提出があり、同年 9 月から戻入金の返還請求を開始。

平成 25 年頃から返還相談員（当時）が定期的に主債務者宅を訪問していたが、居住している様子がなく、その後も所在調査を行うも、住所の変更はなく、行方不明。平成 30 年から兄妹に連絡をとったが、主債務者の所在も生存も不明のまま。連帯保証人への返還の意向調査も反応なし。

また、保護者の死亡により、相続が発生していた。保護者の相続人 3 名（長男、長女、二男）のうち、長男（主債務者）を除く 2 名（長女、二男）に意向確認を行った結果、1 名（長女）から返還意思なしとの回答があり、他 1 名（二男）は反応なし。昨年 9 月に主債務者及び同居の二男の転居後の住所地を訪問し、主債務者は行方不明、二男は返還意思なしであることを確認した。

●**放棄案件 3（債権額：28,000 円）**

給付期間中の昭和 57 年 11 月に自主退学後、平成 3 年 6 月に戻入金の返還請求を開始。

主債務者以外に債務は発生しないと整理されている案件。令和 2 年 12 月 14 日の意向確認（1 回目）に対し反応なし。令和 3 年 8 月 11 日の意向確認（2 回目）に対しては 10 年かけて分割返還する申出があり、分割返還書（1,000 円×28 枚）を送付するも返還なし。令和 5 年 8 月と 10 月に催告文書を送付するも返還なし。同年 12 月と昨年 1 月の再度の意向確認に対しても反応なし。同年 11 月 29 日に本人の住民票上の住所地を訪問するも、インターホン除去、ドアノブの埃溜まり、郵便ポストは古いチラシで溢れていて、長期間人の出入りが無いことが窺えた。

●**放棄案件 4（債権額：453,000 円）**

昭和 62 年に貸与を開始し、平成 24 年 2 月から催告を開始したが、令和 3 年 6 月 1 日に時効が完成。

平成 30 年 9 月に主債務者宅訪問も所在不明。昨年 10 月に所在調査し、新住所へ催告文書を送付するも反応なし。同年 11 月 29 日に新住所の主債務者宅訪問し、貸主及び近隣住民に確認するも行方不明。特定郵便で転居届の提出がないことを確認済み。住民票の現住所は、貸主との面談により貸付物件であること、及び本籍地の土地と建物は第三者名義であることを確認済み。

保護者からは平成 28 年 9 月に債務の有無確認の問い合わせがあったが、その後住居確認不可。昨年 10 月に保護者宅訪問した際に、第三者から 20 年前から住んでいるとの説明を受ける。その後の住基ネット照会でも異動はないが行方不明。住民票上の土地は第三者名義、建物は未登記物件であること、本籍地の土地と建物は第三者名義であることを確認済み。

連帯保証人は、昨年 10 月に所在調査し、住所判明。同月に催告兼資力状況確認の手紙を送付するも反応なし。同年 11 月に連帯保証人宅を訪問した際に催告兼資力状況確認の手紙を手渡すとともに、回答用紙を返送するよう話したが、その後反応なし。高齢者（80 歳）で生活に余裕がなく、暮らしぶりは良くないことが窺えた。住民票上の土地と建物は第三者名義であること、本籍地は地番が現存していないことを確認済み。

●放棄案件 5（債権額：541,029 円）

昭和 62 年に高等学校分、平成 2 年に大学分の貸与を開始し、平成 18 年 2 月から催告を開始したが、平成 27 年 3 月 10 日に時効が完成。

平成 24 年 3 月に主債務者から連絡があり、返還意思を確認。毎月 500 円の分割返還をする申出があったが、その後返還なし。平成 28 年 5 月に訪問及び電話連絡し、DV 被害による後遺症があり、精神的ダメージもあるとの報告を受けたが、免除に必要な精神保健福祉手帳及び身体障害者手帳が提出されなかった。昨年 10 月に生活保護受給証明証受領。

連帯保証人へは昨年 10 月に催告兼資力状況確認の手紙を送付し、同月に生活保護受給証明証受領。

また、同月、保護者の相続人に催告兼資力状況確認の手紙を送付し、返還意思を確認後、同年 12 月 24 日全額返還（全体の 4 分の 1）。

●放棄案件 6（債権額：339,750 円）

昭和 62 年に貸与を開始し、平成 24 年 2 月から催告を開始したが、令和 3 年 3 月 27 日に時効が完成。

平成 28 年 3 月に主債務者から連絡があり、返還意思を確認。毎月 2,000 円の分割返還をする申出があったが、その後返還なし。同年 10 月に再度返還意思を確認したが返還なし。翌年から平成 31 年 2 月まで毎年訪問及び文書で催告するも反応なし。令和元年 8 月に返還指導を行い、以降、毎年催告文書を送付するも返還に応じず。

昨年 10 月、主債務者、保護者の相続人、連帯保証人へ催告兼資力状況確認の手紙を送付。主債務者と連帯保証人から課税証明書を徴し、非課税世帯であることを確認。保護者の相続人からは相続放棄申述受理通知書受領。

上記の対応後、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和 7 年 3 月 31 日付けで県条例（第 14 条）に則り債権放棄を行い、同年 5 月 8 日付けで不納欠損処理を行った。